

事業報告書

第 21 期 事業 年 度

(令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)

国立大学法人東京学芸大学

目 次

I	法人の長によるメッセージ	1
II	基本情報	
1.	国立大学法人等の長の理念や経営上の方針・戦略 及びそれを達成するための計画等	1
2.	沿革	2
3.	設立に係る根拠法	3
4.	主務大臣（主務省所管局課）	3
5.	組織図	4
6.	所在地	5
7.	資本金の額	5
8.	学生の状況	5
9.	教職員の状況	5
10.	ガバナンスの状況	6
11.	役員等の状況	7

Ⅲ 財務諸表の概要

1. 国立大学法人等の長による財政状態、運営状況 及びキャッシュ・フローの状況の分析・・・	1 1
2. 目的積立金の申請状況及び使用内訳等・・・	1 5
3. 重要な施設等の整備等の状況・・・	1 5
4. 予算と決算との対比・・・	1 5

Ⅳ 事業に関する説明

1. 財源の状況・・・	1 6
2. 事業の状況及び効果・・・	1 6
3. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策・	1 7
4. 社会及び環境への配慮等の状況・・・	1 8
5. 内部統制の運用に関する情報・・・	1 9
6. 運営費交付金債務及び当期振替額の明細・・・	1 9
7. 翌事業年度に係る予算・・・	2 3

Ⅴ 参考情報

1. 財務諸表の科目の説明・・・	2 5
------------------	-----

2. その他公表資料等との関係の説明	・ ・ ・	26
--------------------	-------	----

I 法人の長によるメッセージ

東京学芸大学は、明治6年に東京府小学校教則講習所として創設されて以来、人権を尊重し、全ての人々が共生する社会の建設と世界平和の実現に寄与するため、豊かな人間性と科学的精神に立脚した学芸諸般の教育研究活動を通して、高い知識と教養を備えた創造力・実践力に富む有為の教育者を養成する大学として、150年以上に渡って全国の教員の主要な養成機関としてその役割を果たすとともに、歴史と伝統を培ってきた。

令和4年3月には文部科学大臣より教員養成フラッグシップ大学に指定され、先端教育人材育成推進機構を中心に先導的・革新的な教員養成プログラム・教職科目の研究・開発等を進めており、令和6年度後半に実施された3年目評価においては、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教員養成フラッグシップ大学推進委員会よりA評価（順調に進んでおり、現行の取組を継続することによって構想を達成でき、今後も発展することが期待できる。）を受けており、教員養成フラッグシップ大学として求められる役割を着実に進めているところである。

教育インキュベーション推進機構では、運営費交付金の教育研究組織改革分にて措置されたアート・アスレチック教育センターが令和6年4月に設置され、教科横断型教育パッケージの開発、教員養成や教員研修への応用、地域連携や産学連携による多様な活動を推進するとともに、芸術やスポーツの特性から教育のあり方を見つめ直すことを通じて、持続可能な社会の創り手の育成や児童生徒・地域社会のウェルビーイングの実現を目指している。

また、本学は11の附属学校園を有しており、小金井地区、竹早地区、大泉地区、世田谷地区、東久留米地区と都内5地区に幼稚園、小学校、中学校、高校、国際中等教育学校、特別支援学校が在り、企業との連携のもと実施する「未来の学校 みんなで創ろう。PROJECT」やIB教育の開発・実践・情報発信拠点など、それぞれが特色を持った教育実践を実施しながら、全国の諸学校の先導的な教育課題へ取り組むとともに、将来教員となる本学学生の教育実習の受け入れ先となっている。

一方、大学の経営環境は物価高による物件費の高騰、人事院勧告への準拠による人件費の大幅な増加など、かつてないほどに厳しい状況にある。令和6年度には「第4期中期目標期間における経費削減・収入増加に向けた対応計画」を策定するとともに、第5期以降を見据えた大学経営の課題に対応するために、大学戦略会議の下に土地活用などの4つWGを設置し検討を開始するなど、安定的な大学経営の実現に向けて戦略的・計画的な財政基盤の強化に取り組んでいる。

II 基本情報

1 ． 国立大学法人等の長の理念や経営上の方針・戦略及びそれを達成するための計画等 [基本理念]

当法人は、「人権を尊重し、すべての人々が共生する社会の建設と世界平和の実現に寄与するため、豊かな人間性と科学的精神に立脚した学芸諸般の教育研究活動を通して、高い知

識と教養を備えた創造力・実践力に富む有為の教育者を養成すること」を目的として掲げている。世界規模で社会の持続可能性が問われる中で、日本の教員・教育支援者養成の中核的大学として、国民の期待に応え、有為の教育者を養成することを使命とする。

[基本目標]

当法人は、これまでも初等・中等教育における様々な教育実践や教科教育に関わる有為の教育者を養成してきた教育の総合大学であるが、第4期中期目標期間においては、教育を通してより良い社会への変革を主導する全国的拠点大学として、次の4つを目標とし、大学経営を行っていく。

(1) 個人の幸福と社会の持続的発展に貢献できる教育者を養成

教学 IR の成果を活用して、社会から求められている資質・能力を育成するため、エビデンスベースで教育活動及び入学者選抜の改善に取り組む。

学部については、現代的教育課題に自律的・主体的に取り組むことのできる教員及び教育支援者を養成するため、教育組織を整備し、カリキュラム改訂を行う。

教職大学院及び修士課程については、令和元年度の組織再編の成果を検証し、より効果的な教育内容とするため、カリキュラムの見直しを行う。

(2) 日本の学校教育の最先端化を先導する研究及び研修を実施

令和元年度に設置した教育インキュベーションセンターにおいて、外部資源を活用した研究及び研究成果の活用を推進するとともに、教育に関する社会課題を解決し、社会変革につながる研究を行う。

現職教員研修においては、学校現場の課題に先導的に対応する内容のコンテンツを充実させ、現職教員の資質・能力向上に貢献する。

(3) 広く国内外において教育に関する研究成果を発信

教育委員会や学校、企業等のステークホルダーとの対話の場を積極的に設け、本学の教育研究活動を発信するとともに、様々なネットワークを通じて、本学及び日本の教育に関する研究成果を国内外に発信する。

(4) 先進的な取組を支え、新たな先進的な取組の創出を推進する組織マネジメント

ステークホルダーからの意見を経営改善に活かしていくことや具体的改善へ繋げていく自己点検・評価の実施、戦略的な人員の配置等を通じた人的資源の効果的活用などの取組により、効果的な組織マネジメントを行う。

2 . 沿革

明治 6年（1873年） 東京第一師範学校の前身である東京府小学校教則講習所を設置

明治41年（1908年） 東京第二師範学校の前身である東京府豊島師範学校を設置

大正 9年（1920年） 東京青年師範学校の前身である東京府立農業教員養成所を設置

昭和13年（1938年） 東京第三師範学校の前身である東京府大泉師範学校を設置

昭和24年（1949年） 東京学芸大学学芸学部を設置

昭和41年（1966年） 学芸学部を教育学部に改称、大学院教育学研究科（修士課程）を設置

昭和63年（1988年） 教育学部に新課程を設置

平成 8年（1996年） 大学院連合学校教育学研究科（博士課程）を設置

平成 9年（1997年） 大学院教育学研究科（修士課程）に夜間大学院（総合教育開発専攻）を設置（現在は昼夜開講制に移行）

平成19年（2007年） 特殊教育特別専攻科を特別支援教育特別専攻科に改称

平成20年（2008年） 大学院教育学研究科に専門職学位課程（教職大学院）を設置

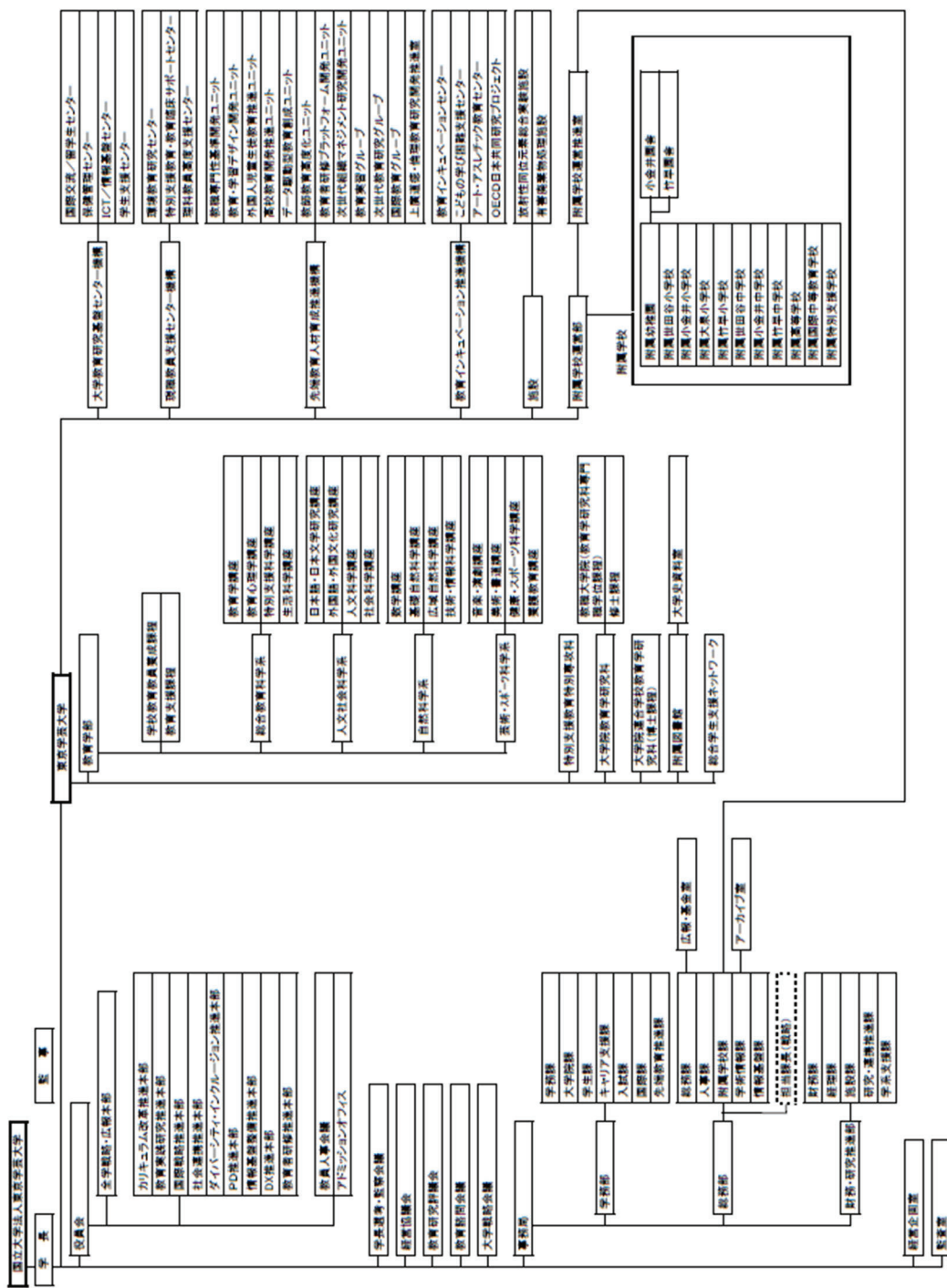
3 . 設立に係る根拠法

国立大学法人法（平成15年法律第112号）

4 . 主務大臣（主務省所管局課）

文部科学大臣（文部科学省高等教育局国立大学法人支援課）

5. 組織図



6 . 所在地

東京都小金井市

附属学校 東京都世田谷区
東京都練馬区
東京都文京区
東京都東久留米市

7 . 資本金の額

164,788,065,321 円（全額政府出資）

8 . 学生の状況

総学生数 5, 2 1 7 人
学士課程 4, 3 9 9 人
修士課程 2 3 9 人
博士課程 1 7 0 人
専門職学位課程 3 9 8 人
特別支援教育特別専攻科 1 1 人

附属学校児童・生徒 5, 4 0 1 人

9 . 教職員の状況

大学教員 7 4 9 人（うち常勤 2 7 0 人、非常勤 4 7 9 人）
附属学校教員 4 6 4 人（うち常勤 3 3 5 人、非常勤 1 2 9 人）
職員 3 6 9 人（うち常勤 2 2 9 人、非常勤 1 4 0 人）
（常勤教職員の状況）

常勤教職員は前年度比で2人（0.2%）減少しており、平均年齢は46.2歳（前年度46.1歳）となっている。このうち、国からの出向者は0人、地方公共団体からの出向者8人、民間からの出向者は0人である。

また、女性活躍推進法に基づき以下について公表するとともに、女性が活躍できる環境の整備を進め、女性教職員増加と管理職への女性登用の促進を目指す行動計画を策定して取組みを進めている。

・労働者に占める女性労働者の割合

全労働者	43.9%
正規雇用労働者	37.0%
非正規雇用労働者	51.5%

令和6年5月1日時点 非正規雇用労働者に派遣社員を含む

・男女別の育児休業取得率（令和6年度実績）

	男性	女性
全労働者	41%	40%
正規雇用労働者	41%	33%
非正規雇用労働者	0%	50%

・男女の賃金の差異（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）

全労働者	74.4%
正規雇用労働者	89.3%
非正規雇用労働者	113.5%

対象期間：令和6事業年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

賃金：俸給、超過勤務手当、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く

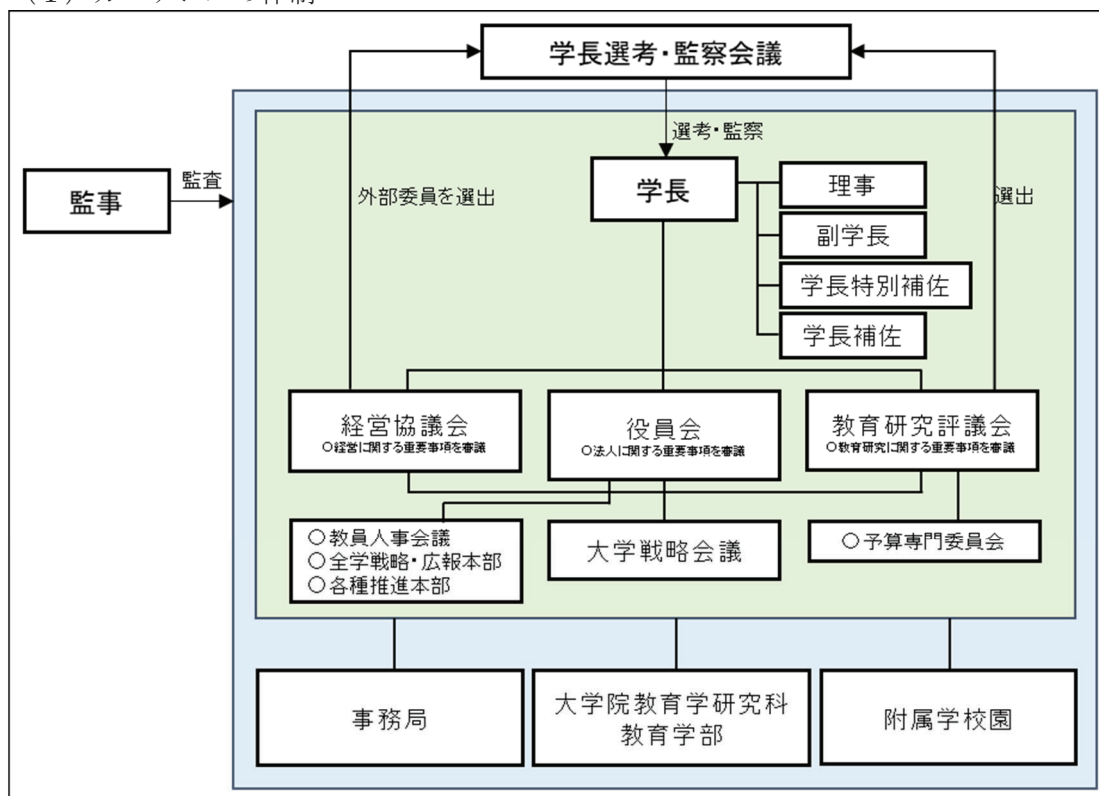
正規雇用労働者：人事交流等出向者については、本学から他大学等への出向者を除き、他大学等から本学への出向者を含む。

非正規雇用労働者：非常勤講師、非常勤職員を含み、派遣社員を除く。

また、働き方改革として、在宅勤務制度及び時差出勤制度を実施している。

10. ガバナンスの状況

(1) ガバナンスの体制



当法人では、学長のもとに学長の意思決定や業務執行をサポートする者として、理事（外部理事を含む）・副学長、学長特別補佐、学長補佐を置いている。理事・副学長の職務分担、学長特別補佐及び学長補佐制度は、規程として整備し、それぞれが学内組織及び会議体の長として配置され、学長のリーダーシップのもと大学運営を行っている。また、国立大学法人法に則り、学長のもとに役員会、経営協議会、教育研究評議会を置くとともに、大学運営上の、重要施策について基本的な方向や進め方を協議する会議体として大学戦略会議が置かれている。また、「教員の人事に関し、学長を補佐し、学長のリーダーシップの発揮を推進する」ものとして役員会の下に教員人事会議が、「教育・研究に係る予算の配分に関する基本的事項を検討する」ものとして教育研究評議会の下に予算専門委員会が置かれ、十分な検討のもとに資源配分がなされる体制が整っている。

教学運営については、学部・大学院担当の副学長を配置するとともに、教務委員会、全学教室主任会、大学院教育学研究科運営委員会を設置し、定期的開催を行っており、教育・研究機能等を強化するための協議を常に行うことができる体制が整っている。各会議体の権限と責任は規程により明確になっている。

内部統制に関しては、統括する組織を役員会とし、各理事を内部統制担当役員、部局等には内部統制推進責任者を置き、部局等の長をもって充てることとしている。また、職員の責務としてモニタリング及び報告の義務を課しており、中期目標・中期計画に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、本学のミッションを有効かつ効率的に果たすために整備・運用する

仕組みを整えている。

学長の選任においては、学長選考・監察会議を設置し、経営協議会の学外委員及び教育研究評議会の評議員から選出された委員により、選出が行われ、選考した学長の職務が適切に遂行されているかの評価を含めて、毎年度、業務執行状況の確認を行い、確認結果を公表している。

（２）法人の意思決定体制

当法人における意思決定は上述のとおり、役員会、経営協議会、教育研究評議会を置き、役員会では法人に関する重要事項を、経営協議会においては経営に関する重要事項を、教育研究評議会においては教育研究に関する重要事項を審議している。

また、役員会の下には戦略・評価・広報に関する本部を設置するとともに、カリキュラム改革、教育実践研究、国際戦略、社会連携、ダイバーシティ・インクルージョン等、各分野に関する推進本部を設置し、それぞれを理事、副学長が本部長となることにより学長のリーダーシップのもと、迅速な意思決定に繋げている。

さらに学長と理事・副学長間での情報共有の場として、毎週学長・副学長等連絡会を開催し、常に学長と理事・副学長間での方向性の確認や情報の共有を行っている。

１１．役員等の状況

（１）役員の役職、氏名、任期、担当及び経歴

役職	氏名	任期	経歴
学 長	國 分 充	令和2年4月1日 ～令和8年3月31日	昭和63年4月 東北大学教育学部助手 平成 3年4月 金沢大学教育学部助教授 平成11年4月 東京学芸大学教育学部 助教授 平成15年4月 東京学芸大学教育学部教授 平成22年4月 東京学芸大学教育学部 総合教育科学系長併任 (～平成26年3月) 平成26年4月 東京学芸大学理事 (～令和2年3月)
理 事 (兼副学長) (全体統括・総務・社会連携 担当)	中 島 裕 昭	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日	昭和63年9月 早稲田大学第一・第二文 学部 助手 平成 2年4月 岐阜大学教養部講師 平成4年10月 東京学芸大学教育学部 講師 平成11年2月 東京学芸大学教育学部 助教授 平成19年5月 東京学芸大学教育学部教授 平成28年4月 東京学芸大学理事 (～令和6年3月)
理 事 (兼副学長) (教育・研究担 当)	佐々木 幸寿	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日	昭和59年4月 岩手県立公立学校教員 平成18年4月 信州大学全学教育機構 助教授 平成20年10月 東京学芸大学教育学部 准教授 平成23年4月 東京学芸大学教育学部 教授 平成28年4月 東京学芸大学副学長併任 (～令和2年3月) 令和 2年4月 東京学芸大学理事 (～令和6年3月)

理 事 (兼副学長) (非常勤) (HIVE 事業・企業連携等担当)	松 田 恵 示	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日	平成元年4月 大阪教育大学教育学部 附属池田中学校教諭 平成 3年4月 学校法人大手前女子大学 専任講師 平成10年4月 岡山大学教育学部助教授 平成16年10月 東京学芸大学教育学部 助教授 平成22年4月 東京学芸大学教育学部 教授 平成28年4月 東京学芸大学副学長併任 (～令和2年3月) 令和 2年4月 東京学芸大学理事 (～令和6年3月) 令和 4年4月 国立青少年教育振興機構 理事 (非常勤) 令和 4年4月 学校法人親和学園学事顧問 令和 5年4月 立教大学スポーツウェルネス 学部特任教授
理 事 (非常勤) (大学運営等担当)	大 庭 重 治	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日	昭和62年8月 上越大学学校教育学部 助手 平成 3年10月 上越大学学校教育学部 助教授 平成 5年3月 文部省在外研究員カリフォルニア大学サン・ディエゴ校及びパーキンス盲学校客員研究員 (～平成6年1月) 平成12年9月 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科助教授 平成15年2月 上越教育大学 学校教育学部教授 平成19年4月 上越教育大学大学院 学校教育研究科教授 平成21年9月 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科教授 平成29年4月 上越教育大学理事・副学長 (～令和3年3月) 令和 3年4月 上越教育大学大学院学校教育研究科教授 (～令和6年3月) 令和 6年4月 上越教育大学大学院学校教育研究科特任教授 令和 6年5月 上越教育大学名誉教授
理 事 (非常勤) (学校運営等担当)	濱崎 久美子	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日	昭和40年4月 神奈川県公立学校教員 (～昭和42年3月) 昭和42年4月 東京都公立学校教員 (～平成2年3月) 昭和59年4月 JICA (国際協力機構) 個人 専門家としてスリランカ国 社会事業省に出向 (～昭和62年3月) 平成 2年4月 東京都公立学校管理職 (～平成17年3月) 平成17年4月 社会福祉法人東京愛育苑福祉型障害児入所施設金町学園施設長 (～令和3年1月) 平成18年4月 特定非営利活動法人聴覚障害教育支援大塚クラブ理事

			平成31年4月 厚生労働省障害児入所施設の在り方に関する検討委員会委員 (～令和2年3月) 令和 2年4月 厚生労働省障害児入所施設の運営指針作成に関する調査・研究検討委員会委員 (～令和3年3月) 令和 3年2月 社会福祉法人永春会福祉型障害児入所施設アレーズ秋桜相談役 (～令和5年5月) 令和 4年4月 日本財団電話リレーサービス提供機関評議員
監 事 (非 常 勤)	見 上 一 幸	令和2年9月1日 ～令和6年8月31日	昭和50年5月 宮城教育大学教務職員 (附属理科教育研究施設) 昭和57年10月 フォン・フンボルト給費 研究員 (西ドイツ、ミュンスター大学) 平成元年4月 宮城教育大学助教授 (附属理科教育研究施設) 平成6年11月 宮城教育大学教授 (附属理科教育研究施設) 平成12年4月 宮城教育大学 附属環境教育実践研究センター長 平成17年4月 宮城教育大学附属小学校長 平成18年8月 宮城教育大学学長特別補佐 平成19年4月 宮城教育大学総務担当理事 ・ 副学長 平成24年4月 宮城教育大学学長 (～平成30年3月) 平成31年4月 尚絅学院大学総合人間 科学系特任教授 令和元年5月 仙台ユネスコ協会会長 (～令和6年3月) 令和元年12月 日本ユネスコ国内委員 (～令和4年11月) 令和 3年6月 日本ユネスコ協会連盟理事 令和 5年6月 日本ユネスコ協会連盟理事 ・ 副会長
監 事 (非 常 勤)	森 本 周 子	令和2年9月1日 ～令和6年8月31日 令和6年9月1日 ～令和10年6月30日	平成12年4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) T M I 総合法律事務所 (～平成30年12月) 平成14年9月 南カリフォルニア大学 ロースクール (平成15年5月 LL. M 取得) 平成15年8月 シモンズ・アンド・シモンズ 法律事務所 (ロンドン) 勤務 (任期1年) 平成16年1月 ニューヨーク州弁護士資格取得 平成17年4月 第二東京弁護士会子どもの 権利委員会委員 (平成28年度委員長) 平成21年6月 日本弁護士連合会 国際室嘱託 (任期3年)

			平成23年4月 東京都子どもの権利擁護 専門員（任期1年） 平成28年6月 日本弁護士連合会子ども の権利委員会委員 平成31年4月 坪井法律事務所東京都内の自 治体スクールロイヤー 令和 4年9月 東京都内の自治体子どもの権 利救済委員 令和 5年9月 こども家庭庁いじめ調査アド バイザー
監 事	木 田 幸 紀	令和6年9月1日 ～令和10年6月30日	昭和52年4月 日本放送協会（NHK）入局 平成21年6月 日本放送協会名古屋放送局 局長（～平成23年3月） 平成23年4月 日本放送協会理事 （～平成27年5月） 平成27年6月 公益財団法人 NHK 交響楽団 理事長（～平成28年3月） 平成28年4月 日本放送協会専務理事・放 送総局長（～令和2年4月） 令和 2年7月 株式会社 NHK アート アド バイザー（～令和3年6月） 令和 3年6月 一般社団法人日本映画テレ ビプロデューサー協会特別 顧問（～令和6年6月） 令和 4年4月 東京学芸大学経営協議会委 員および客員教授（任期2 年） 令和 4年6月 一般社団法人日本脚本アー カイブズ推進コンソーシア ム副代表理事 令和 6年7月 一般社団法人日本映画テレ ビプロデューサー協会監事

（２）会計監査人の氏名又は名称及び報酬

会計監査人は EY 新日本有限責任監査法人であり、当該監査法人及び当該監査法人与同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬の額は8百万円（消費税等を除く。）です。なお、非監査業務に基づく報酬はありません。

Ⅲ 財務諸表の概要

1. 国立大学法人等の長による財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 貸借対照表（財政状態）

① 貸借対照表の要約の経年比較（5年）

（単位：百万円）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資産合計	169,301	169,139	169,277	169,292	169,282
負債合計	10,130	9,369	4,084	4,029	3,913
純資産合計	159,170	159,185	165,193	165,262	165,369

※百万単位未満を切り捨てているため、合計額が一致しない場合があります。

（以下の表も同様）

※令和4年度に負債合計が大きく減少しているのは、会計基準の改訂に伴い資産見返負債が廃止されたためです。

② 当事業年度の状況に関する分析

（単位：百万円）

資産の部	金額	負債の部	金額
固定資産		固定負債	
有形固定資産	164,492	長期繰延補助金等	164
土地	148,951	引当金	
減損損失累計額	—	退職給付引当金	19
建物	31,175	長期未払金	3
減価償却累計額等	△20,772	流動負債	
構築物	3,216	運営費交付金債務	787
減価償却累計額等	△2,167	寄附金債務	708
工具器具備品	3,011	前受金	460
減価償却累計額等	△2,519	預り金	530
その他の有形固定資産	3,598	未払金	1,181
無形固定資産	28	その他の流動負債	57
その他の固定資産	113		
流動資産		負債合計	3,913
現金及び預金	4,388	純資産の部	
その他の流動資産	259	資本金	
		政府出資金	164,788
		資本剰余金	△6,919
		利益剰余金	7,501
		その他の純資産	—
		純資産合計	165,369
資産合計	169,282	負債純資産合計	169,282

（資産合計）

令和6年度末現在の資産合計は前年度比9百万円（0.01%）（以下、特に断らない限り前年度比）減の169,282百万円となっている。主な増加要因としては建物が107百万円（1.0%）増の10,403百万円となったことが挙げられる。

また、主な減少要因としては、構築物が減価償却等により55百万円（5.0%）減の1,048百万円となったこと、工具器具備品が減価償却等により67百万円（12.1%）減の491百万円となったことが挙げられる。

(負債合計)

令和6年度末現在の負債合計は116百万円(2.9%)減の3,913百万円となっている。主な増加要因としては、運営費交付金債務が未使用額の生じたことにより108百万円(16.0%)増の787百万円となったことなどが挙げられる。

また、主な減少要因としては、未払金が81百万円(6.4%)減の1,181百万円となったこと、預り金が133百万円(20.1%)減の530百万円となったことが挙げられる。

(純資産合計)

令和6年度末現在の純資産合計は107百万円(0.06%)増の165,369百万円となっている。主な増加要因としては、前期末処分利益378百万円が目的積立金、積立金となったことが挙げられる。

また、主な減少要因としては、資本剰余金が減価償却相当累計額等の増加により52百万円(0.8%)減の▲6,919百万円となったことが挙げられる。

(2) 損益計算書(運営状況)

① 損益計算書の要約の経年比較(5年)

(単位:百万円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常費用	12,420	12,629	12,299	12,129	12,662
経常利益	12,856	12,637	12,468	12,499	12,885
当期総損益	479	585	6,189	378	229

※令和4年度に総損益が大きく増加しているのは、会計基準の改訂に伴い資産見返負債を臨時利益に計上したためです。

② 当事業年度の状況に関する分析

(単位:百万円)

	金額
経常費用(A)	12,662
業務費	
教育経費	2,154
研究経費	308
教育研究支援経費	247
人件費	9,467
その他	132
一般管理費	348
財務費用	0
雑損	3
経常収益(B)	12,885
運営費交付金収益	8,069
学生納付金収益	3,426
寄附金収益	588
補助金収益	222
施設費収益	91
その他の収益	486
臨時損益(C)	—
目的積立金取崩額(D)	7
当期総利益(当期総損失)(B-A+C+D)	229

(経常費用)

令和6年度の経常費用は532百万円(4.4%)増の12,662百万円となっている。主な増加要因としては、人事院勧告への対応や退職者が増加したこと等に伴い人件費が413百万円(4.6%)増の9,467百万円となったことが挙げられる。

また、主な減少要因としては、一般管理費が129百万円(27.1%)減の348百万円となったことが挙げられる。

(経常収益)

令和6年度の経常収益は385百万円(3.1%)増の12,885百万円となっている。主な増加要因としては、退職者の増加や業務達成基準適用事業の完了等により運営費交付金収益が425百万円(5.6%)増の8,069百万円となったことが挙げられる。

また、主な減少の要因としては、寄附金収益が68百万円(10.4%)減の588百万円となったことが挙げられる。

(当期総損益)

上記経常損益の状況により経常利益が148百万円(40.1%)減の222百万円となったこと、前中期目標期間繰越積立金及び目的積立金を使用したことによる目的積立金取崩額が7百万円となったことから、令和6年度の当期総損益は229百万円となっている。

(3) キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フローの状況)

① キャッシュ・フロー計算書の要約の経年比較(5年)

(単位:百万円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
業務活動によるキャッシュ・フロー	847	194	634	376	165
投資活動によるキャッシュ・フロー	△233	△1,520	△506	△22	△318
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	—	0
資金期末残高	4,342	3,019	3,148	3,502	3,348

② 当事業年度の状況に関する分析

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	165
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△2,634
人件費支出	△9,267
その他の業務支出	△308
運営費交付金収入	8,177
学生納付金収入	3,103
受託研究収入	33
共同研究収入	31
受託事業収入	125
寄付金収入	448
補助金等収入	158
その他の業務収入	296
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△318
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	0
IV 資金に係る換算差額 (D)	—
V 資金増加額 (又は減少額) (E = A + B + C + D)	△153
VI 資金期首残高 (F)	3,502
VII 資金期末残高 (G = E + F)	3,348

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

令和6年度の業務活動によるキャッシュ・フローは210百万円(56.0%)減の165百万円となっている。主な減少要因としては、原材料、商品又はサービスの購入による支出が603百万円(29.7%)増の2,634百万円となったことが挙げられる。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

令和6年度の投資活動によるキャッシュ・フローは296百万円(1,331.4%)減の△318百万円となっている。主な減少要因としては、定期預金の預入と払戻の差額が400百万円(133.3%)減の△100百万円となったことが挙げられる。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

令和6年度の財務活動によるキャッシュ・フローは0百万円(前年度なし)増の0百万円となっている。主な増加要因としては、リース債務の返済による支出が0百万円(前年度なし)増の0百万円となったことが挙げられる。

(4) 主なセグメントの状況

① 教育学部・研究科セグメント

教育学部・研究科セグメントは、教育学部、教育学研究科(修士課程、専門職学位課程)、連合学校教育学研究科(博士課程)及び特別支援教育特別専攻科により構成されており、そのいずれにおいても、高い知識と教養をそなえた創造力と実践力に富む有為の教育者を養成することを目的としている。

教育学部・研究科セグメントにおける事業の主な実施財源は、学生納付金収益3,184百万円(当該セグメントにおける業務収益比52.0%)となっている。また、事業に要した経費は、教育経費988百万円、研究経費299百万円、一般管理費19百万円となっている。

② 附属学校セグメント

附属学校セグメントは、5地区（小金井地区・世田谷地区・竹早地区・大泉地区・東久留米地区）に立地している小学校（4校）、中学校（3校）、高等学校（1校）、中等教育学校（1校）、特別支援学校（1校）及び幼稚園（1園、ただし、園舎は小金井、竹早の2か所）の11校園で構成されている。各校園ともに、様々な教育的課題に関する拠点校・モデル校として優れた教育を行っているだけでなく、本学学部・大学院学生の実習の場として、さらには保育・教育に関する実践的・先導的な共同研究の場としても重要な役割を果たしている。

附属学校セグメントにおける事業の主な実施財源は、運営費交付金収益3,696百万円（当該セグメントにおける業務収益比82.2%）となっている。また、事業に要した経費は、教育経費1,076百万円、研究経費6百万円、一般管理費2百万円となっている。

2. 目的積立金の申請状況及び使用内訳等

当期総利益 229 百万円のうち、中期計画の剰余金の使途において定めた教育研究環境整備業務に充てるため、101 百万円を目的積立金として申請している。

目的積立金取崩額 7 百万円は、前中期目標期間繰越積立金の「安全・安心」な構内環境整備事業（承認額 188 百万円）で 4 百万円、教育研究環境整備積立金で 3 百万円を取り崩したものの等である。

3. 重要な施設等の整備等の状況

（1）当事業年度中に完成した主要施設等

附属世田谷小学校体育館改修工事（取得価格 171 百万円）

（2）当事業年度中において継続中の主要施設等の新設・拡充

附属小金井小学校改修（当事業年度増加額 446 百万円、総投資見込額 2,185 百万円）

（3）当事業年度中に処分した主要施設等

令和 6 年度中に処分した施設等はありません。

（4）当事業年度中において担保に供した施設等

令和 6 年度中に担保に供した施設等はありません

4. 予算と決算との対比

（単位：百万円）

	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		差額理由
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
収入	13,591	12,981	13,418	14,300	13,086	13,187	12,871	12,992	13,483	13,199	決算報告書参照
運営費交付金収入	8,213	8,213	8,042	8,042	8,188	8,188	7,960	7,960	8,177	8,177	
補助金等収入	18	362	123	396	60	197	103	245	0	185	
学生納付金収入	3,456	3,007	3,405	3,195	3,377	3,132	3,384	3,223	3,397	3,103	
その他収入	1,902	1,397	1,845	2,666	1,460	1,669	1,424	1,563	1,907	1,732	
支出	13,591	12,459	13,418	13,834	13,086	12,602	12,871	12,409	13,483	12,956	
教育研究経費	11,928	11,220	11,937	12,136	12,025	11,424	11,659	11,105	12,189	11,610	
その他支出	1,662	1,239	1,480	1,698	1,061	1,178	1,211	1,303	1,293	1,346	
収入－支出	—	521	—	465	—	585	—	582	—	243	

IV 事業に関する説明

1. 財源の状況

当法人の経常収益は 12,885 百万円で、その内訳は、運営費交付金収益 8,069 百万円 (62.6% (対経常収益比、以下同じ。))、授業料収益 2,884 百万円 (22.4%)、その他 1,932 百万円 (15.0%) となっている。

2. 事業の状況及び成果

(1) 教育に関する事項

令和6年度における主な教育に関する状況及び成果は下記のとおりである。

○ アート・アスレチック教育センター事業

本センターの目的は、アート・アスレチック (芸術・スポーツ) の特性を活用し、①初等中等教育に関する教科横断型の教育パッケージや教育者養成・研修の仕組みを開発すること、②学内や地域における教育・研究活動を活性化することである。本年度は、30件の主催・共催・協賛・後援事業を実施し、地域や企業と連携しながら学内の芸術・スポーツの教育研究に関する活動の活性化に貢献した。総じて、学内外より乳幼児から高齢者までの幅広い年齢層にわたり、3,000名を越える参加者を得た。教育パッケージの開発に関しては、次年度の附属学校等における実践のための準備を行った。今年度の各研究活動の成果の詳細に関しては、報告書を作成して公開している。

別表 CAAAE 2024 (令和6) 年度 研究活動一覧 (一部のみ抜粋)

●研究プロジェクトA 【領域・教科横断型教育開発プロジェクト】
・ICT を活用した文字文化に関わる教育パッケージ (拡大掲示教材及びその活用方法) の開発
・「ことば」と「音楽」の関連に基づいた教科横断型教育パッケージの開発
●研究プロジェクトB 【地域連携活動推進プロジェクト】
・博物館 (美術館含む) と連携する学びのプロセスデザインプロジェクト ～「かがくいひろしの世界展」が伝えているもの (仮称) シンポジウム～
・ベトナム×バスケットボールプロジェクト
●公開研究会／芸術・スポーツ関連事業等
・バイオリンミニ・コンサート 6月26日 於：HIVE 棟
・IVIVA! チアパス! ～音楽文化と食文化から学ぶリアル～ 7月11日 於：芸術館ホール他 (チアパス州立芸術大学との国際交流事業)

(2) 研究に関する事項

令和6年度における主な研究に関する状況及び成果は下記のとおりである。

○ 外国人児童生徒等に対する日本語指導の校種間接続のための調査研究

在留外国人の子どもの教育課題は、義務教育から高校段階の日本語指導へと拡張している。令和5年度には、高等学校の日本語指導の「特別の教育課程」による編成・実施が制度化された (以下、制度と略す)。これに合わせ、本学は文科省受託事業として高等学校の外国人生徒等の受入及び日本語指導・学習支援に関する『手引』『ガイドライン』を作成し (令和3、4年度)、教育委員会・学校教員等を対象に関連する研修を実施した (令和5年度)。現場のニーズに応じた総合的で具体性のある研修内容は、参加者からも文部科学省からも高い評価を得た。

しかし、施行初年度の令和5年度は制度の実施率が低く、上記受託事業の終了後も周知・活用の推進が求められた。そこで、令和6年度より本経費を要求し、以下の事業を進めてきた。

・指導体制、担当者の専門性、生徒の進路等の多角的な実態調査と制度実施上課題の把握

・弾力的に運用できる日本語プログラムの開発

プログラムは、幼・小・中・高の学習内容を系列化・段階化して校種別に開発するとともに、キャリア形成やライフコースの視点から校種間に連続性をもたせたものとする。

アウトプット（提供した教育研究等サービス）として、調査・開発・研修の3事業を関連付けて実施した。オンライン研修「多様性が活かせることばの教育ー幼・小・中・高を結ぶ言葉の学びー」を3回、対面実践交流会を3回実施した。また、校種別日本語プログラム開発に着手し、高等学校の日本語プログラムの実施案・事例集を作成した。シンポジウムでは研修・調査研究の成果とプログラム開発の中間報告を行い、「ことばの教育と包摂」をテーマに講演とパネルディスカッションを行った。その他、教育委員会・地域からの要請による共催研修会を実施し、成果の発信に努めた。

アウトカム（及ぼした影響や効果）として、①実施事例による制度の活用方策の可視化 ②外国人児童生徒等の社会的包摂の捉え直し ③担当者（教員・支援者等）のネットワーク化 ④担当者の研修内容の構成・方法の提案が挙げられる。

次年度以降も、校種間の連続性をテーマにした研修・交流会、先進事例の収集と校種別日本語プログラムの開発、成果のシンポジウム、ウェブサイト等での公開を行い、外国人児童生徒等教育の充実に資することを目指す。

（３） 社会貢献に関する事項

令和6年度における主な社会貢献に関する状況及び成果は下記のとおりである。

○ 教員・教育支援人材育成リカレント事業

本事業は、本学と神戸親和大学、認定特定非営利活動法人Teach For Japanの協働により、社会人を対象に教員・教育支援人材としての資質・能力を育み、雇用創出を支援するリカレント教育プログラムである。令和6年度は、7月下旬～8月末に本事業のHP等で受講生を募集し（募集人数50名）、9月中旬～1月末にプログラムを開講した。申込は56名、面談等を経てプログラム参加者は48名だった。プログラムは全145時間で、オンラインでの講義や受講生同士のディスカッション、現場実習、プレゼンを含む総合演習からなり、一部の講義科目は神戸親和大学通信教育部での単位に読み替えが可能とした。現場実習のうち教育改革実習は東京都26校および兵庫県神戸市9校で実施するとともにオンライン実習も開設した。修了者は38名で修了証書を発行した。また、「こども支援士」（希望制）への認証申請者は19名だった。就職・転職実績について、臨時免許交付による教員就職は5名、免許取得者の教員就職が2名、教育支援職への就職2名であった（2025年4月時点）。引き続き就職支援を行っていく。今後の実習先や就職・転職支援に関して連携の可能性等を探るため、教育委員会5か所を訪問し意見交換を行ってきた。なお、本プログラムの取組について取材を受け、リクルートカレッジマネジメント、日刊工業新聞で紹介された。

3. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

（１） リスク管理の状況

当法人では、リスクの発生の防止又はリスクが発生した場合の損失の回避、軽減及び移転等のリスク対応について、「国立大学法人東京学芸大学危機管理規程」を整備し、学長が議長となる危機管理会議を設置している。危機管理会議では関係委員会及び各部局との連携のもと、本学の危機管理に関する総合的な体制を整備することを目的とし、総合的な危機管理体制の整備、危機管理を必要とする諸問題等を所管し、必要があると認めるきは、関係委員会等に対し、危機管理に関する事項について指示、指導等必要な措置を講ずることにより迅速な対応を行う体制としている。

（２） 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

当法人の業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況は以下のとおりである。

① 自然災害等によるリスクについて

自然災害のリスクにあつては地震等の大規模災害から、火災・大雨・台風等の局地的又は一時的な災害に対応するものとして、危機管理会議が主導し、年2回の防災訓練を実施するとともに発電機等を利用した防災訓練を実施し、有事に備えた体制を維持している。また、倒木等の恐れのある樹木に関しては樹木診断士による診断のもと、枯死等がみられる樹木の伐採、再生等を実施している。

② 情報に関するリスクについて

情報に関するリスクにあつては、USB メモリ等の紛失やクラウドサービス利用のリスク、ウイルス等による情報漏洩、ソーシャルメディア等での情報発信に関するリスクなどが考えられる。当法人においては最高情報セキュリティ責任者（CISO）に副学長を置き、情報セキュリティ会議を設置している。また、セキュリティポリシー及びセキュリティガイドライン並びにソーシャルメディアガイドラインを制定し、周知するとともに定期的に研修を実施している。

③ 健康被害に関するリスクについて

健康被害については感染症や教育研究活動中の事故等による傷病、学生・教職員のメンタルヘルス等のリスクが考えられる。昨今の新型コロナウイルス感染症対応では機動的な対応が求められたことから学長の指示のもと、理事を室長とした新型コロナウイルス感染症対策室を設置し、保健管理センターをはじめとした学内関係部局と連携を行い対応にあたってきた。

教育研究活動中の事故等による傷病及び、学生・教職員のメンタルヘルス等にあたっては保健管理センターと関係部局が連携を行いながら対応を行っている。

④ その他のリスクについて

コンプライアンスに関するリスクやハラスメントに関するリスク、研究不正に関するリスク、入試に関するリスク等リスクマネジメントを必要とする事項について、危機管理会議及び関係委員会・関係部局等との連携のもと、対策及び対応を実施しているところである。

4. 社会及び環境への配慮等の状況

当法人は、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」にもとづき、当法人が取り組んでいる環境整備・保全に関する方針・活動を皆様にご理解いただくと共に、「学芸の森」及び自然を共に守り・育て・継承していくための資料として多くの方々に活用していただけることを目指し、毎年度環境報告書を作成し、公表しています。

（環境報告書 2024 年度版へのリンク）

<https://www.u-gakugei.ac.jp/jouhou/01/>

5. 内部統制の運用に関する情報

当法人では、監事を除く役員の職務の執行が国立大学法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制として業務方法書に定めたとおり、適正な業務運営を図るため内部統制システムを整備し、統括する組織を役員会とし、本学のミッションを有効かつ効率的に果たすために整備・運用する仕組みを整えている。

① 内部統制に関する事項

内部統制に関しては、統括する組織を役員会とし、令和6年度においては、役員会を25回開催し、中期計画の策定、中期計画に係る評価及び評価に基づく予算の適正な配分に関する事項等に関する事項について審議を行った。また、各理事を内部統制担当役員、部局等には内部統制推進責任者を置き、部局等の長をもって充てることにより、当該組織及び所掌する業務における内部統制の整備及び運用を推進するための体制を整えている。

② 日常のモニタリングに関する事項

内部統制の有効性を監視するため、各業務において役職員の自己点検・評価を行った。

③ 独立評価に関する事項

監査室による内部監査（附属学校預り金、科学研究費補助金関係、人事給与関係）及び監事による監査（各課のヒアリング及び附属学校運営部のヒアリング）を行った。

6. 運営費交付金債務及び当期振替額の明細

(1) 運営費交付金債務の増減額の明細

(単位：百万円)

交付年度	期首残高	交付金当期交付額	当期振替額			期末残高
			運営費交付金収益	資本剰余金	小計	
令和4年度	32	—	30	—	30	2
令和5年度	646	—	511	—	511	135
令和6年度	—	8,177	7,528	—	7,528	649

(2) 運営費交付金債務の当期振替額の明細

① 令和4年度交付分

(単位：百万円)

区分		金額	内 訳
業務達成基準による振替	運営費交付金収益	30	①業務達成基準を採用した事業等：教育研究環境緊急整備事業
	資本剰余金	—	②当該業務に関する損益等
	計	30	㊦損益計算書に計上した費用の額：11 （修繕費：11） ㊧自己収入に係る収益計上額：— ㊨固定資産の取得額：15 （建設仮勘：15） ③運営費交付金収益化額の積算根拠 教育研究環境緊急整備事業については、予定していた計画が完了し、十分な成果を上げたと認められることから、運営費交付金債務を全額収益化。

期間進行基準による振替額		—	該当なし
費用進行基準による振替額		—	該当なし
国立大学法人会計基準第 72 第 3 項による振替額		—	該当なし
合計		30	

② 令和 5 年度交付分

(単位：百万円)

区分		金額	内 訳
業務達成基準による振替	運営費交付金収益	95	①業務達成基準を採用した事業等：教育研究組織改革分（教育人材育成の先端的な研究開発・普及を先導する大学としての拠点機能整備）、設備省エネ化緊急対策事業、附属学校教育環境整備事業、設備マスタープラン推進事業 ②当該業務に関する損益等 ㋞損益計算書に計上した費用の額：58 （修繕費：30、消耗品費：17、業務委託費：8、備品費：2） ㋟自己収入に係る収益計上額：— ㋠固定資産の取得額：16 （建物：0、建物附属設備：1、工具器具備品：9、建設仮勘定：4） ③運営費交付金収益化額の積算根拠 業務達成基準を採用した事業等については、予定していた計画が完了し、十分な成果を上げたと認められることから、運営費交付金債務を全額収益化。
	資本剰余金	—	
	計	95	
期間進行基準による振替額		—	該当なし
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	416	①費用進行基準を採用した事業等：退職手当 ②当該業務に係る損益等 ㋞損益計算書に計上した費用の額：416 （退職手当：416） ㋟自己収入に係る収益計上額：— ③運営費交付金の振替額の積算根拠 業務進行に伴い支出した運営費交付金債務 416 百万円を収益化。
	資本剰余金	—	
	計	416	
国立大学法人会計基準第 72 第 3 項による振替額		—	該当なし
合計		511	

③ 令和 6 年度交付分

(単位：百万円)

区分		金額	内 訳
業務達成基準 による振替	運営費交付金 収益	160	①業務達成基準を採用した事業等：教育研究組織改革分（アート・アスレチックの特性を活用した教育パッケージ及びその実勢のための教育者養成・研修の仕組みを開発・普及するための体制整備、教育人材育成の先端的な研究開発・普及を先導する大学としての拠点機能整備）、基盤的設備等整備分（先端デジタル技術を活用した教育者養成・研修機能高度化のための環境整備、学校の DX を推進する教員を多角的に養成する教室空間の構築）、障害学生支援分、学術情報流通活性化分、教育研究環境緊急整備事業業、設備マスタープラン推進事業 ②当該業務に関する損益等 ア)損益計算書に計上した費用の額：129 （人件費：63、備品費：27、消耗品費：13、旅費交通費：7、業務委託費：5、その他の経費：11） イ)自己収入に係る収益計上額：－ ロ)固定資産の取得額：31 （工具器具備品：31、その他：0） ③運営費交付金収益化額の積算根拠 教育研究組織改革分（アート・アスレチックの特性を活用した教育パッケージ及びその実勢のための教育者養成・研修の仕組みを開発・普及するための体制整備）については、事業の成果の達成度合い等を勘案し、32 百万円を収益化。教育研究組織改革分（教育人材育成の先端的な研究開発・普及を先導する大学としての拠点機能整備）については、事業の成果の達成度合い等を勘案し、43 百万円を収益化。基盤的設備等整備分（学校の DX を推進する教員を多角的に養成する教室空間の構築）については、事業の成果の達成度合い等を勘案し、7 百万円を収益化。教育研究環境緊急整備事業については、事業の成果の達成度合い等を勘案し、3 百万円を収益化。設備マスタープラン推進事業については、事業の成果の達成度合い等を勘案し、0 百万円を収益化。 その他の業務達成基準を採用した事業等については、予定していた計画が完了し、十分な成果を上げたと認められることから、運営費交付金債務を全額収益化。
	資本剰余金	－	
	計	160	
期間進行基準 による振替額	運営費交付金 収益	7,200	①期間進行基準を採用した事業等：業務達成基準及び費用進行基準を採用した業務以外の全ての業務 ②当該業務に関する損益等 ア)損益計算書に計上した費用の額：7,180 （人件費：6,742、賃借料：86、水道光熱費：62、報酬・委託・手数料：53、奨学費：42、その他の経費：193） イ)自己収入に係る収益計上額：－ ロ)固定資産の取得額：8
	資本剰余金	－	
	計	7,200	

			(建物：2、建物附属設備：1、工具器具備品：1、 長期貸付金：2、その他：0) ③運営費交付金収益化額の積算根拠 学生収容定員が一定数(90%)を満たしていたた め、期間進行業務に係る運営費交付金債務を全額収 益化。
費用進行基準 による振替額	運営費交付金 収益	166	①費用進行基準を採用した事業等：退職手当、移転 費、建物新営設備費
	資本剰余金	—	②当該業務に係る損益等
	計	166	ア)損益計算書に計上した費用の額：161 (退職手当：159、業務委託費：2) イ)自己収入に係る収益計上額：— ウ)固定資産の取得額：4 (工具器具備品：4) ③運営費交付金の振替額の積算根拠 業務進行に伴い支出した運営費交付金債務 166 百 万円を収益化。
国立大学法人 会計基準第 72 第 3 項による 振替額		—	該当なし
合計		7,528	

(3) 運営費交付金債務残高の明細

(単位：百万円)

交付年度	運営費交付金債務残高	残高の発生理由及び収益化等の計画
令和4年度	期間進行基準 を採用した業 務に係る分	2 ・学生収容定員に対し在籍者数が一定率を上回った 相当額として繰越したもの。当該債務は、中期目標 期間終了時に国庫納付する予定である。
	計	2
令和5年度	業務達成基準 を採用した業 務に係る分	135 「学生情報トータルシステム更新事業」 運営費交付金債務残高：135 ・本業務については、翌々事業年度において計画ど おりの成果を達成できる見込であり、当該債務は、 翌々事業年度で収益化する予定である。
	計	135
令和6年度	業務達成基準 を採用した業 務に係る分	188 「教育研究組織改革分（アート・アスレチックの特 性を活用した教育パッケージ及びその実勢のための 教育者養成・研修の仕組みを開発・普及するための 体制整備）」 運営費交付金債務残高：2 ・本業務について、計画に対する達成率が92%とな り、8%相当額を債務として翌事業年度に繰越した ものである。 「教育研究組織改革分（教育人材育成の先端的な研 究開発・普及を先導する大学としての拠点機能整 備）」

			運営費交付金債務残高：4 ・本業務について、計画に対する達成率が 91%となり、9%相当額を債務として翌事業年度に繰越したものである。 「基盤的設備等整備分（学校の DX を推進する教員を多角的に養成する教室空間の構築）」 運営費交付金債務残高：20 ・本業務について、計画に対する達成率が 27%となり、73%相当額を債務として翌事業年度に繰越したものである。 「附属学校安全衛生管理事業」 運営費交付金債務残高：14 ・本業務については、翌事業年度において計画どおりの成果を達成できる見込であり、当該債務は、翌事業年度で収益化する予定である。 「設備マスタープラン推進事業」 運営費交付金債務残高：17 ・本業務について、計画に対する達成率が 5%となり、95%相当額を債務として翌事業年度に繰越したものである。 「教育研究環境緊急整備事業」 運営費交付金債務残高：45 ・本業務について、計画に対する達成率が 6%となり、94%相当額を債務として翌事業年度に繰越したものである。 「設備省エネ化緊急対策事業」 運営費交付金債務残高：34 ・本業務については、翌事業年度において計画どおりの成果を達成できる見込であり、当該債務は、翌事業年度で収益化する予定である。 「学生情報トータルシステム更新事業」 運営費交付金債務残高：49 ・本業務については、翌々事業年度において計画どおりの成果を達成できる見込であり、当該債務は、翌々事業年度で収益化する予定である。
	費用進行基準を採用した業務に係る分	461	退職手当
	計	649	・退職手当の執行残であり、翌事業年度以降に使用する予定である。

7. 翌事業年度に係る予算

(単位：百万円)

	金額
収入	13,296
運営費交付金収入	7,932
補助金等収入	0
学生納付金収入	3,418
その他収入	1,946

支出	13,296
教育研究経費	11,350
その他支出	1,946
収入－支出	0

翌事業年度のその他収入のうち、161 百万円は学校財産貸付料収入によるものである。また、その他支出のうち、569 百万円は附属小金井小学校校舎改修事業（Ⅳ期）によるものである。

V 参考情報

1. 財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

有形固定資産	土地、建物、構築物等、国立大学法人等が長期にわたって使用する有形の固定資産。
減損損失累計額	減損処理（固定資産の使用実績が、取得時に想定した使用計画に比して著しく低下し、回復の見込みがないと認められる場合等に、当該固定資産の価額を回収可能サービス価額まで減少させる会計処理）により資産の価額を減少させた累計額。
減価償却累計額等	減価償却累計額及び減損損失累計額。
その他の有形固定資産	図書、工具器具備品、車両運搬具等が該当。
その他の固定資産	無形固定資産（特許権等）、投資その他の資産（投資有価証券等）が該当。
現金及び預金	現金（通貨及び小切手等の通貨代用証券）と預金（普通預金、当座預金及び一年以内に満期又は償還日が訪れる定期預金等）の合計額。
その他の流動資産	未収附属病院収入、未収学生納付金収入、医薬品及び診療材料、たな卸資産等が該当。
大学改革支援・学位授与機構債務負担金	国立学校特別会計から独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した借入金の償還のための独立行政法人国立大学財務・経営センターへの拠出債務のうち、独立行政法人国立大学財務・経営センターから独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が承継した借入金の償還のための独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への拠出債務。
長期借入金等	事業資金の調達のため国立大学法人等が借り入れた長期借入金、PFI債務、長期リース債務等が該当。
引当金	将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもの。退職給付引当金等が該当。
運営費交付金債務	国から交付された運営費交付金の未使用相当額。
政府出資金	国からの出資相当額。
資本剰余金	国から交付された施設費等により取得した資産（建物等）等の相当額。
利益剰余金	国立大学法人等の業務に関連して発生した剰余金の累計額。
繰越欠損金	国立大学法人等の業務に関連して発生した欠損金の累計額。

② 損益計算書

業務費	国立大学法人等の業務に要した経費。
教育経費	国立大学法人等の業務として学生等に対し行われる教育に要した経費。
研究経費	国立大学法人等の業務として行われる研究に要した経費。
診療経費	国立大学附属病院における診療報酬の獲得が予定される行為に要した経費。
教育研究支援経費	附属図書館、大型計算機センター等の特定の学部等に所属せず、法人全体の教育及び研究の双方を支援するために設置されている施設又は組織であって学生及び教員の双方が利用するものの運営に要する経費。
人件費	国立大学法人等の役員及び教職員の給与、賞与、法定福利費等の経費。
一般管理費	国立大学法人等の管理その他の業務を行うために要した経費。
財務費用	支払利息等
運営費交付金収益	運営費交付金のうち、当期の収益として認識した相当額。
学生納付金収益	授業料収益、入学料収益、検定料収益の合計額。
その他の収益	受託研究等収益、寄附金収益、補助金等収益等。
臨時損益	固定資産の売却（除却）損益、災害損失等。
目的積立金取崩額	目的積立金とは、前事業年度以前における剰余金（当期総利益）のうち、特に教育研究の質の向上に充てることを承認された額のことであるが、それから取り崩しを行った額。

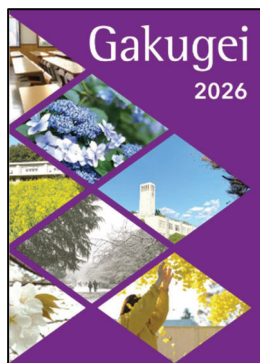
③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動による	原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出及び運営費交付
---------	-----------------------------------

キャッシュ・フロー	金収入等の、国立大学法人等の通常の業務の実施に係る資金の収支状況。
投資活動による キャッシュ・フロー	固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出等の将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の収支状況。
財務活動による キャッシュ・フロー	増減資による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済等に係る資金の収支状況。
資金に係る換算差額	外貨建て取引を円換算した場合の差額相当額。

2. その他公表資料等との関係の説明

事業報告書に関連する報告書等として、以下の資料を作成している。



①大学案内

大学案内については、東京学芸大学概要、学校教員養成課程・教育支援課程の特色、卒業後の進路、取得可能な免許・資格、キャリア（教職・教育支援職）支援、学生生活支援といった情報が載っている。当資料は当法人のホームページより請求することができる。（有料）



②財務レポート

財務レポートについては、各事業年度の主な取組、貸借対照表・損益計算書等の財務諸表の概要、財務指標の分析といった情報が載っている。当資料は当法人のホームページに毎年11月頃に掲載している。

以上